

図4 MINI判定別VE得点分布(男性のみ)

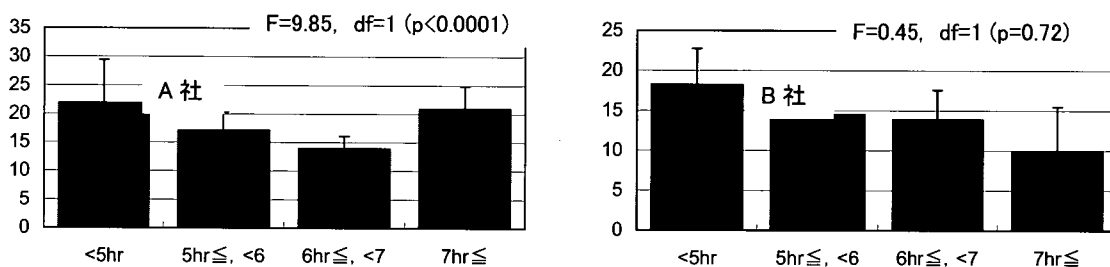


図5 睡眠時間カテゴリー別VE得点分布(男性のみ)

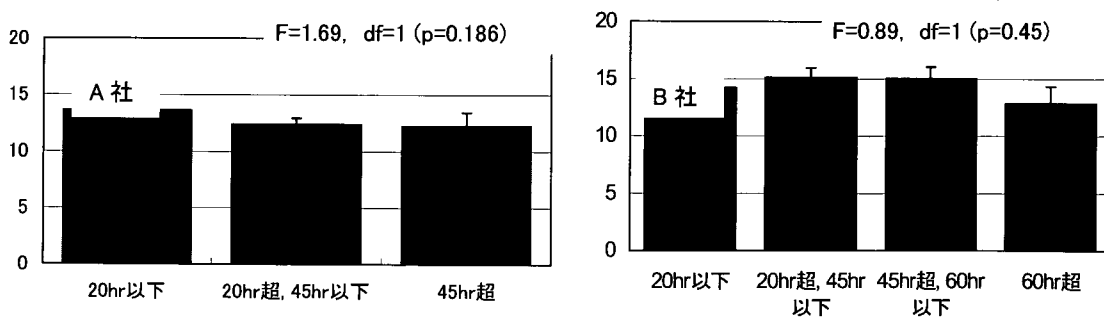


図6 残業時間カテゴリー別VE得点分布(男性のみ)

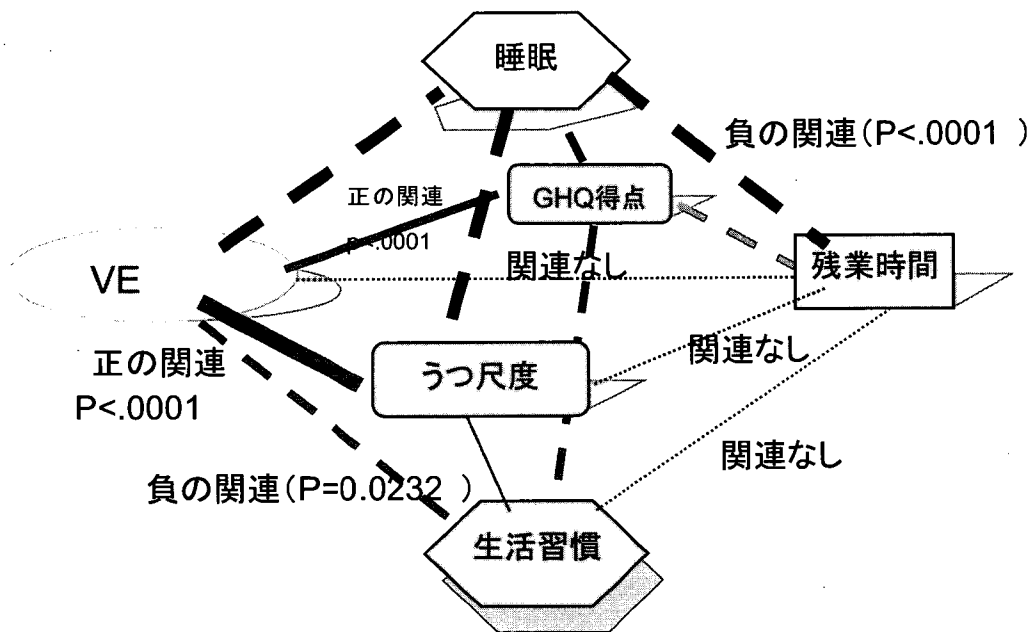


図7 VE得点と残業時間、GHQ得点、うつ尺度の関係 (A社男性)

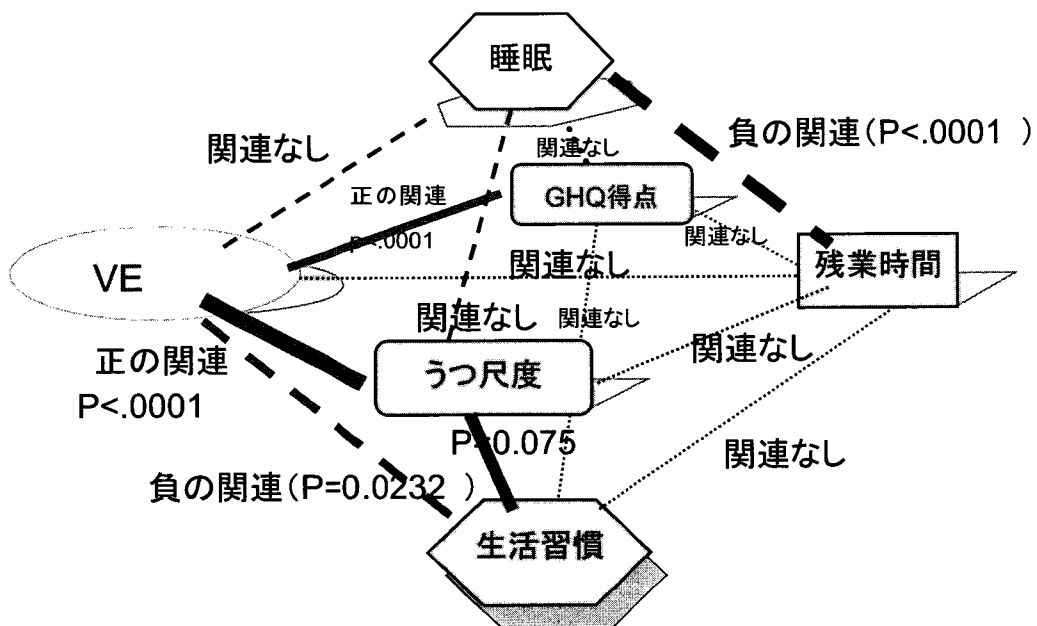


図8 VE得点と残業時間、GHQ得点、うつ尺度の関係 (B社男性)

付録 本調査で用いた質問紙

あなたの疲労蓄積度自己診断票

この質問票は、あなたの日頃の疲労蓄積を自覚症状から判定するものです。最近の体調や気分状況などについて以下の質問にお答えください。

I. あなたのプロフィールについて（*当てはまるもの1つに○をお付けください）

1) ID 番号	2) 性別*	3) 年齢
	男性 女性	歳
4) 雇用形態*		
正社員	パート	アルバイト 派遣 その他()
5) 勤務形態*		
普通勤務	二交代	三交代 裁量制 その他()
6) 業務内容*		
医療	研究・技術開発	SE 企画・人事・財務等 事務一般 営業
サービス・販売	保安	運輸 現場作業 その他()
7) 家事の分担割合*		
0%	10%	20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%
8) 平日の睡眠時間*		
4時間未満	4時間以上	5時間以上 6時間以上 7時間以上 8時間以上
9) 最近1カ月の残業時間と休日出勤の合計*		
20 時間以下	20 時間超 40 時間以下	40 時間超 60 時間以下 60 時間超 80 時間以下
80 時間超 100 時間以下	100 時間超 120 時間以下	120 時間超 わからない
10) 上記 9) の状況を前月と比較して*		
増えている	減っている	変わらない
11) 上記 9) の状況の翌月の見込み*		
増えそう	減りそう	変わらない
12) 片道の通勤時間*		
0.5 時間未満	0.5 時間以上	1 時間以上 1.5 時間以上 2 時間以上

Ⅱ. 最近の体調について(ひとつに○をお付けください)

- 1) しばしば疲れを感じますか。 1. はい 2. どちらでもない 3. いいえ
- 2) 寝付けないことがしばしばありますか。 1. はい 2. どちらでもない 3. いいえ
- 3) 夜中に何度も目が覚めますか。 1. はい 2. どちらでもない 3. いいえ
- 4) 活力がないように感じますか。 1. はい 2. どちらでもない 3. いいえ
- 5) 最近、やるべき事がはかどっていないと感じますか。
1. はい 2. どちらでもない 3. いいえ
- 6) 以前に比べて、日常の問題をうまく対処できなくなったと思いますか。
1. はい 2. どちらでもない 3. いいえ
- 7) 行きづまっていると感じますか。 1. はい 2. どちらでもない 3. いいえ
- 8) 最近、以前より無気力になったと思いますか。 1. はい 2. どちらでもない 3. いいえ
- 9) 最近、絶望的な気持ちになったことがありますか。
1. はい 2. どちらでもない 3. いいえ
- 10) 一年前と比べて、難しい問題を理解するのに時間がかかるようになったと思いますか。
1. はい 2. どちらでもない 3. いいえ
- 11) 以前よりもささいなことで、いらいらするようになったと思いますか。
1. はい 2. どちらでもない 3. いいえ
- 12) もう、がんばるのはやめになりたいと感じることがありますか。
1. はい 2. どちらでもない 3. いいえ
- 13) いま自分は元気だ、と思いますか。 1. はい 2. どちらでもない 3. いいえ
- 14) ときどき自分の体が、電力がなくなっていく電池のようだと感じることはありませんか。
1. はい 2. どちらでもない 3. いいえ
- 15) たまに死にたいと思うことがありますか。 1. はい 2. どちらでもない 3. いいえ
- 16) 最近どうもやる気がないと感じますか。 1. はい 2. どちらでもない 3. いいえ
- 17) 落ち込んだ気持ちになることがありますか。 1. はい 2. どちらでもない 3. いいえ
- 18) ときどき泣きたいと思うことがありますか。 1. はい 2. どちらでもない 3. いいえ
- 19) 朝起きたとき、体がぐったりして疲れていると感じることがありますか。
1. はい 2. どちらでもない 3. いいえ
- 20) 一つのことに長時間集中することが、だんだん難しくなってきましたか。
1. はい 2. どちらでもない 3. いいえ

Ⅲ. 最近の精神の状況について(ひとつに○をお付けください)

1) 何かをするときいつもより集中して

1. できた 2. いつもと変わらなかった 3. いつもより出来なかった 4. まったく出来なかった

2) 心配ごとがあつて、よく眠れないようなことは

1. 全くなかった 2. あまりなかった 3. あつた 4. たびたびあつた

3) いつもより自分のしていることに生きがいを感じる事が

1. できた 2. いつもと変わらなかった 3. いつもより出来なかった 4. まったく出来なかった

4) いつもより容易に物事を決める事が

1. できた 2. いつもと変わらなかった 3. いつもより出来なかった 4. まったく出来なかった

5) たえず緊張を感じる事が

1. 全くなかった 2. あまりなかった 3. あつた 4. たびたびあつた

6) 問題を解決できなくて困つたことが

1. 全くなかった 2. あまりなかった 3. あつた 4. たびたびあつた

7) いつもより日常生活を楽しく送ることが

1. できた 2. いつもと変わらなかった 3. いつもより出来なかった 4. まったく出来なかった

8) 問題があつたときにいつもより積極的に解決しようとする事が

1. できた 2. いつもと変わらなかった 3. いつもより出来なかった 4. まったく出来なかった

9) いつもより気が重たくてゆううつになることは

1. 全くなかった 2. あまりなかった 3. あつた 4. たびたびあつた

10) 自信を失つたことは

1. 全くなかった 2. あまりなかった 3. あつた 4. たびたびあつた

11) 自分は役に立たない人間だと考えたことは

1. 全くなかった 2. あまりなかった 3. あつた 4. たびたびあつた

12) 一般的に見て、幸せだと感じたことは

1. たびたびあつた 2. あつた 3. なかった 4. 全くなかった

IV. 最近の気分について(いずれかに○をお付けください)

- 1) この2週間以上、毎日のように、ほとんど1日中ずっとゆううつであったり沈んだ気持ちでいたりしましたか？
1. はい 2. いいえ
- 2) この週間以上、ほとんどのことに興味がなくなっていたり、大抵いつもなら楽しめていたことが楽しめなくなっていたりしましたか？
1. はい 2. いいえ
- 3) 毎晩のように、睡眠に問題(例えば、寝つきが悪い、真夜中に目が覚める、朝早く目覚める、寝すぎてしまうなど)がありましたか？
1. はい 2. いいえ
- 4) 毎日のように、自分に価値がないと感じたり、または罪の意識を感じたりしましたか？
1. はい 2. いいえ
- 5) 毎日のように、集中したり決断したりすることが難しいと感じましたか？
1. はい 2. いいえ

V. 普段の生活習慣についてお尋ねいたします(いずれかに○をお付けください)

- 1) 適正な睡眠時間を確保している
1. はい 2. いいえ
- 2) たばこを吸わない
1. はい 2. いいえ
- 3) 適正体重を維持している
1. はい 2. いいえ
- 4) 過度の飲酒をしない
1. はい 2. いいえ
- 5) 定期的に運動をする
1. はい 2. いいえ
- 6) 朝食を食べる
1. はい 2. いいえ
- 7) 間食をしない
1. はい 2. いいえ

～ご回答ありがとうございました～

7 過重労働及びその予防策に関する
国際比較に関する研究

過重労働及びその予防策に関する国際比較に関する研究

那須幸平¹、川瀬真弓²、堀江正知¹

¹ 産業医科大学産業生態科学研究所産業保健管理学

² 産業医科大学医学部学生

要旨

わが国における労働者の労働時間の長さは、行政、業界、関係団体のさまざまな努力にもかかわらず、欧米先進国と同じ水準には改善されていない。そこで、欧米先進国等における労働時間の法律や規則等、研究論文、行政機関のホームページを調査するとともに、これらの国々の行政機関（厚生労働省に相当する行政機関や安全衛生団体など）に対して、電子メールにより過重労働の実態やその対策をたずねる調査を実施して、これらの結果を参考に、わが国における過重労働による健康障害の予防対策のあり方を検討した。わが国は、欧米と同等の法制度を有していたが、実際の労働時間や欧米先進国の研究者が認識する長時間労働の定義とは相違があった。フルタイム労働者の労働時間を減少させた欧州の国々では、パートタイム労働者が増加していたことから、わが国では、パートタイム労働者の割合が高い女性や高年齢労働者にとっても働きやすい職場環境や労働条件を整備が必要であると考えた。

目的

本研究は、わが国と海外との状況を比較することにより、わが国の現状を明確にすること、及び、その上で、今後の過重労働による健康障害の防止対策を進める際に、参考にすべき事項を把握することを目的とした。

方法

1) Working Time Around the World, International Labour Office (ILO)、2007 の検討

本書を翻訳して、過重労働に関係する事項を調べた。

2) 文献調査

各国の過重労働時間の定義を知るために、各国の研究者が過重労働の時間をどの程度の時間で定義しているのかを知るために、文献調査を行った。

Pub med にて、以下の検索式で文献を検索した。(2007年11月12日)

("overtime" or "over time" or "time management" or "time factors") AND

("over work" or "overwork" or "workload") AND

("work related disease" or "occupational health")

検索した107件から過重労働に関連する論文を抽出し、わが国以外の論文で、長時間労働の時間を定義している7論文を採用した。なお、“long working hours”という単語を使用することも考えられたが、今回の検索式は、上記のように(時間) AND (労働負荷) AND (産業保

健分野への関連づけ) という概念で構成したために、「時間」と「労働負荷」の両方の概念が入る“long working hours”は使用しなかった。また、この単語は、PubMedのMeSHに存在しなかったこと、MeSH treeで“work”の直下にある“workload”を使用すれば“long working hours”で検索される文献を抽出できると考えた。

3) European Agency for Safety and Health at Work (欧州安全衛生機構、以下 EU-OSHA) による調査結果の検討

EU-OSHAのホームページに掲載されていたヨーロッパ各国の最近の労働時間変化と各国の国立統計局の統計結果や各国研究者の論文の総説を検討した。

4) 欧米先進国に対する質問紙調査

欧米先進国の行政機関、安全衛生団体、研究者に、電子メールによる質問紙調査を行った。

5) 韓国に対する質問紙調査

韓国の行政機関に、電子メールによる質問紙調査を行った。

結果

1) Working Time Around the World、International Labour Office (ILO)、2007の検討

(1) 一般労働者の労働時間(一週当たり)の制限(2005年)(表1)

(2) 最低限付与すべき年間の休暇期間(2005年現在)(表2)

(3) 法定労働時間の順守と効果的な労働時間規則指標(表3)

順守率は、各国の被雇用者が法定労働時間を守っている推定割合である。無回答(NA)は、データが不適切なために数値を掲載していない国である。法定労働時間の厳密性は、最もゆるい規則(48時間/週)を0、最も厳しい規則(35時間/週)を10としている。法律の強制力とその順守率の広がりを見るために、 $10/13 \times (48 - \text{各国の法定労働時間})$ と $(1/10 \times \text{各国の順守率})$ を計算した結果を規則効果指標として示している。この元となったデータは、ILOが世界各国の国家統計機関に質問を送付し回答された情報から作成されている。

(4) 法定労働時間、その順守と効果的な労働時間規則指標のまとめ(表3、表4)

表3を法定労働時間毎に分け、統計をとった表である。法定労働時間が多い国ほど、1人あたりの国民総所得(GNI、gross national income)が少ない傾向があった。またそういった国ほど、過重労働の率が多い傾向があった。

(5) まとめ

わが国の労働時間の制限は他の先進国と比較してほぼ同等であるが、年間付与すべき最低限の休暇日数は、他の先進国、特に欧州と比較しやや少なく、欧州と比較すると週当たりの労働時間制限の順守率が低かった。

表 1 一般労働者の労働時間（一週当り）の制限（2005年現在）

先進国	一般的法的限度が無い	35～39時間	40時間	41～46時間	48時間	48時間超
オーストラリア	ベルギー	オーストリア、カナダ	フィンランド、イタリア、日本	スイス（産業企業労働者と 民営の大企業の事務・技術職 営業職の労働者）		スイス（他の職種）
デンマーク、ドイツ	フランス	ルクセンブルク、オランダ	ニュージーランド、ノルウェイ			
アイルランド		ポルトガル、スペイン	アメリカ、スウェーデン			
イギリス（合計48時間制限）						
アフリカ	ナイジェリア、セيشエル	チャド	アルジェリア、ベナン ブルキナファソ、カメルーン コンゴ、コートジボワール ジブチ、ガボン マダガスカル、マリ モーリタニア、ニジェール セネガル、トーゴ ルワンダ	アンゴラ、ブルンジ カーボベルデ、ギニアビサウ コンゴ民主共和国（旧ザイール） モロッコ ナミビア 南アフリカ タンザニア（本土）	チュニジア モザンビーク	ケニヤ
アジア	インド パキスタン		中国、インドネシア、韓国 モンゴル	シンガポール	マレーシア、フィリピン タイ、ベトナム カンボジア、ラオス	
カリブ	ジャマイカ、グレナダ		バハマ	キューバ、ドミニカ	ハイチ	
中欧・東欧			ブルガリア、チェコ エストニア、ラトビア、 リトアニア、ロシア連邦 マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国 ルーマニア、スロヴァキア、スロベニア			
ラテンアメリカ			エクアドル	ペルー、ブラジル、チリ エルサルバドル ホンジュラス ベネズエラ ウルグアイ（商業）	アルゼンチン、ボリビア コロンビア、コスタリカ グアテマラ、メキシコ ニカラグア、パラグアイ、ペルー パナマ、ウルグアイ（産業）	
中東			エジプト		レバノン ヨルダン	

表2 最低限付与すべき年間休暇期間（2005年現在）

先進国	一般的法的限度が無い アメリカ、オーストラリア	10～14日 カナダ、日本	15～19日 ニュージーランド	20～23日 ベルギー、スペイン ドイツ、アイルランド イタリア、オランダ ノルウェー、イギリス ポルトガル、スイス	24～25日 オーストリア デンマーク フィンランド フランス ルクセンブルク スウェーデン
アフリカ	ナイジェリア タンザニア（ザンジバル） チュニジア	コンゴ民主共和国（旧ザイール） チュニジア	アンゴラ、ブルンジ カメルーン、モロッコ カーボベルデ、ルワンダ モリタニア、セインエル モザンビーク 南アフリカ	アルジェリア、ベナン ブルキナファソ、チャド コンゴ、コートジボワール ジブチ、ギニアビサウ マリ、ジンバブエ ナミビア、ニジェール、セネガル トーゴ、タンザニア（本土）	ガボン マダガスカル
アジア	インド パキスタン	マレーシア、フィリピン シンガポール、タイ	インドネシア、韓国、ラオス ベトナム、モンゴル	カンボジア	
カリブ		バハマ、ドミニカ、ハイチ ジャマイカ、グレナダ		キューバ	
中欧・東欧				ブルガリア、チェコ エストニア、ラトビア、 リトアニア、ロシア連邦 マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国 ルーマニア、スロヴァキア スロベニア	
ラテンアメリカ	ボリビア ホンジュラス メキシコ	アルゼンチン、ペルー、チリ コロンビア、コスタリカ エルサルバドル、グアテマラ ニカラグア、パラグアイ エクアドル、ベネズエラ		ブラジル、パナマ、ペルー ウルグアイ	
中東		ヨルダン	レバノン		エジプト

表3 法令時間、その順守と効果的労働時間規則指標

国	法定時間 時間/週	順守率			正規化数 (全体のみ; 0-10)		
		全体	女性	男性	法令時間厳密性	順守程度	規則効果指標
アルバニア	40	78.4	81.2	76.5	6.2	7.8	7.0
アルメニア	40	50.9	65.1	38.1	6.2	5.1	5.6
アゼルバイジャン	40	74.6	82.9	68.9	6.2	7.5	6.8
ボリビア	48	62.1	79.6	54.6	0.0	6.2	3.1
ブルガリア	40	87.8	88.6	87.0	6.2	8.8	7.5
カナダ	40	88.5	94.8	82.5	6.2	8.9	7.5
クロアチア	40	67.1	81.0	66.5	6.2	6.7	6.4
キプロス	40	80.5	78.9	81.9	6.2	8.0	7.1
チェコ	40	84.8	91.2	79.3	6.2	8.5	7.3
エストニア	40	85.9	89.4	82.2	6.2	8.6	7.4
エチオピア	48	57.0	56.9	57.0	0.0	5.7	2.8
フィンランド	40	90.3	94.2	86.3	6.2	9.0	7.6
フランス	35	50.7	62.3	40.1	10.0	5.1	7.5
グルジア	41	66.9	78.9	54.9	5.4	6.7	6.0
グアテマラ	48	69.8	76.9	66.5	0.0	7.0	3.5
ホンジュラス	44	64.0	64.5	63.7	3.1	6.4	4.7
ハンガリー	40	90.7	94.1	87.5	6.2	9.1	7.6
インドネシア	40	47.6	56.0	43.9	6.2	4.8	5.5
イスラエル	43	59.5	77.3	43.1	3.8	5.9	4.9
日本	40	54.2	73.3	41.0	6.2	5.4	5.8
韓国	40	24.5	33.0	19.1	6.2	2.4	4.3
リトアニア	40	90.3	93.0	87.7	6.2	9.0	7.6
ルクセンブルク	40	98.0	98.0	98.0	6.2	9.8	8.0
マケドニア	40	68.0	68.4	67.8	6.2	6.8	6.5
マダガスカル	40	70.9	78.4	66.8	6.2	7.1	6.6
モーリシャス	45	73.8	80.3	70.4	2.3	7.4	4.8
メキシコ	48	75.8	87.8	69.2	0.0	7.6	3.8
モルドバ	40	82.1	85.1	78.5	6.2	8.2	7.2
オランダ	40	97.2	98.9	95.7	6.2	9.7	7.9
ニュージーランド	40	68.5	83.3	53.9	6.2	6.8	6.5
ノルウェイ	40	92.4	96.2	88.9	6.2	9.2	7.7
パキスタン	48	60.4	77.9	57.5	0.0	6.0	3.0
パナマ	48	85.4	87.9	83.7	0.0	8.5	4.3
ペルー	48	50.8	NA	NA	0.0	5.1	2.5
ポーランド	40	85.9	92.5	80.2	6.2	8.6	7.4
ポルトガル	40	87.1	91.1	83.5	6.2	8.7	7.4
ルーマニア	40	82.6	84.8	80.7	6.2	8.3	7.2
ロシア	40	92.5	94.6	90.4	6.2	9.3	7.7
スロバキア	40	90.0	94.3	86.2	6.2	9.0	7.6
スロベニア	40	84.7	87.9	81.6	6.2	8.5	7.3
スペイン	40	88.2	92.5	85.2	6.2	8.8	7.5
スリランカ	45	62.2	70.0	58.9	2.3	6.2	4.3
スイス	45	81.6	92.7	72.6	2.3	8.2	5.2
タンザニア	45	33.1	NA	NA	2.3	3.3	2.8
タイ	48	65.3	68.8	62.7	0.0	6.5	3.3
アメリカ	40	69.1	76.5	62.6	6.2	6.9	6.5
ウルグアイ	48	79.5	89.7	71.7	0.0	7.9	4.0
ジンバブエ	48	59.4	57.5	60.2	0.0	5.9	3.0
合計							
平均	42.1	73.1	81.0	69.9	4.5	7.3	5.9
標準偏差	3.5	16.6	13.6	17.3	2.7	1.7	1.7

表4 表3法令時間、その順守と効果的労働時間規則指標のまとめ

法令時間	1人あたり国民総所得			国民総生産と順守率の関係			
	国数	平均	標準誤差	平均	標準誤差	率	有意度
40時間以下	31	17398.7	2312.3	77.5	17.1	0.209	0.260
41～47時間	7	11074.3	4809.6	63.0	15.2	0.577	0.175
48時間	10	4754.0	916.6	66.5	10.9	0.657	0.039
合計	48	13482.1	1797.8	73.1	16.6	0.362	0.012

表5 論文調査まとめ 2,3,4,5,6,7,8

職業	国	規制労働時間 (時間/週)	労働時間 (文献上での設定)
重工業	アメリカ	40	40～48時間をコントロールとし、40時間未満、48:01～59:99時間、60時間以上を比較
看護師	アメリカ	40	1日13時間以上、もしくは40時間以上/週を過重労働とし、さらに50時間以上/週にも言及
建設作業員	アメリカ	40	8時間超/日、もしくは40時間超/週を過重労働としている
電気製造業	韓国	40	60時間以下を less longer work hours、60以上70時間未満を longer work hours、70時間以上を more longer work hours と定義している
以下reviewのため特定の職業なし			
review	カナダ	40	大半の研究が50時間超/週の労働時間にて健康影響がおこるようだとまとめている
review	フィンランド	40	50時間超/週の労働時間が続く事で健康問題・病気・疲労がおこるようだとまとめている
review	イギリス	合計48時間制限	48～56時間超/週の労働は、深刻な健康と安全への影響を引き起こされるとまとめている

2) 文献調査 2,3,4,5,6,7,8

アメリカにおける研究では、長時間労働とみなす労働時間はわが国や韓国と比べて短く、法律の規制時間を過ぎると長時間労働であると考えられていた。たとえば、過重労働による健康障害についての研究において、労働時間 50 時間/週を長時間労働と定義していたが、これは 1 ヶ月の法定外労働時間としては約 45 時間に相当し、この時間数は、わが国においては、使用者と労働者が結ぶ 36 協定の内容として厚生労働省の告示が示す 1 ヶ月当りの時間外労働の限度時間であり、わが国ではこの程度で長時間労働ということは少ない。

他の参考として、「3」 EU-OSHA による欧州各国調査の翻訳」にて参考にしている the European Survey of Working Conditions (以下、ESWC、5 年ごとに行われるヨーロッパ労働環境調査) の 2005 年版においては、39~41 時間/週、42~48 時間/週、48 時間超/週に分けて統計を取っていた。特に 48 時間超/週においては Long working hours としていた。これは、EU での最大労働時間が 48 時間/週とされているためと考えられる。やはり、規定時間以上の労働時間は過重労働という意識があると考えられる。

3) European Agency for Safety and Health at Work (欧州安全衛生機構、以下 EU-OSHA) による調査結果の検討

(1) イギリス 9,10,11,12,13,14,15

ESWC によれば、2005 年の平均労働時間は 34.8 時間/週、うち 15.4% が交替勤務であった。長時間労働があると答えたのは 17.6% であり、毎日の往復平均通勤時間は 45.4 分であった。

労働時間

他の EU 諸国と比較して、イギリスは特に男性において、フルタイム労働者の長時間率が高い方に位置している。2001 年の EU フルタイム労働者の平均労働時間は 40 時間/週であった。対照的にイギリスは平均 44 時間であり、うち 51% が 40 時間を超えていた。

イギリスでは全労働者の約 30% が 45 時間以上/週働いており、ほぼ同じ割合が 36~40 時間/週働いている。しかし、45 時間/週以上労働する割合はこの 10 年間で減少している。

パートタイム

イギリスではパートタイムが多いのも特徴である。24% の労働者がパートタイムであり、その殆どが自ら選択している。パートタイムはサービス部門で特に多い。

1993 年~2003 年の間では、女性のパートタイムは 44% と変わらなかったが、男性は 7 から 10% へ上昇した。男性のパートタイムが増えた主な理由は勉強のためである。他の理由としてフルタイム労働しなくても、金銭的な余裕があったためである。フルタイム労働が見つからないためにパートタイム労働をしたのは 8% のみであった。

労働時間に関して長時間労働するグループと短時間労働するグループという両極端な性格をイギリスはもっている。この両極端さも 1997 年から徐々に減少しつつある。労働時間

が 45 時間以上／週の割合が落ち、6 時間／週以下の割合も低下したためである。

提言

イギリスは欧州の中では労働時間が長いほうに位置していた。それでも、わが国の労働時間と比較すると少なかった。イギリスでは週 40～45 時間以上／週を過重労働と考えるのに対し、わが国では 45～100 時間／月すなわち 50～55 時間以上／週で残業という認識である。残業という概念に対してのわが国と欧州との違いがかなり異なるということが分かる。

この残業の概念の違いから、目標となる「過重労働の減少」が日本と欧州との間で具体的な時間が異なる。その違いが、各々の政策などに影響していると考えられた。日本が欧州並みの「平均労働時間」を目指しているのであれば、日本の政策提言者や研究者の意識も欧州の意識と同じにすべきであると考えた。

(2)ベルギー9,10,16,17

ESWC2005 年版には、平均労働時間は 37.2 時間／週であった。長時間労働があると答えたのは 17.9%であり、13.2%が交替勤務であった。

労働時間

長期間でみると労働時間は急激に低下している。National Statistics Institute によると、フルタイム労働者の平均労働時間は 36.4 時間／週(Labour Force Survey, 2003)であり、欧州平均 36.8 時間／週を下回っている。ESWC の 2000 年版によると、建設現場・ホテル・レストランに従事する者が最も長時間労働している。議員、政府高官、マネージャーも長時間労働者である。簡単な仕事ほど、週当たりの労働時間は少ない。

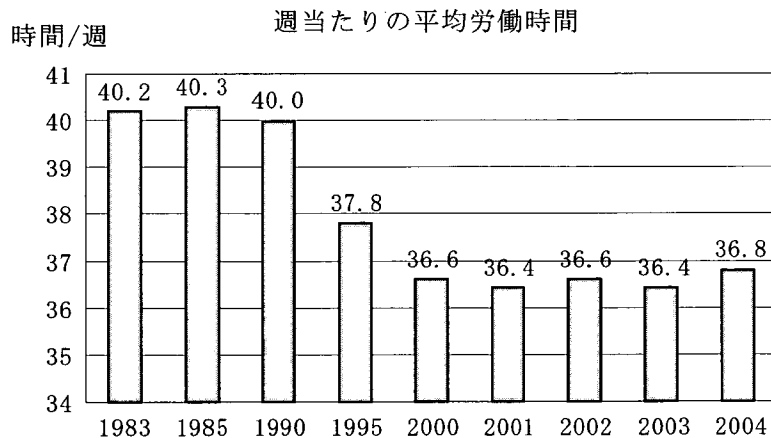


図1 ベルギーでの週当たりの平均労働時間 参考：Eurostat

ベルギーでは、元来、労働時間のシフトは認められない傾向にあったが、現在では広がりつつある。若年労働者の労働時間は変則的傾向がある。夜間作業と交替勤務は、女性は男性ほど多くはない。土日出勤は男性より女性が多い。職業では、夜勤と交替勤務は主に工業労働者に多く、長時間労働と不規則労働時間はマネージャーに多く、週末労働と流動的労働時間はサービス・販売業に多い。

パートタイム

2002年のベルギーでは、5人に1人が本業としてパートタイム労働者であった。これは欧州平均と似ており、パートタイム労働者は1983年の8.2%から2002年の20.3%まで増加している。パートタイムは圧倒的に女性の分野である。(2001年女性は39%、男性は5%) 子供の世話のためパートタイムとなり、女性の平均労働時間は減少している。ベルギーでは家庭事情のために、パートタイム労働者である人が42.2%になる。1983年から1999年にパートタイムワークは若い人で一般的になった。50～59歳は最もパートタイム労働者の割合が低かった。2000年から変化し、50～59歳のパートタイム労働者が若年労働者よりもおおくになっている。ESWCによるとパートタイム労働者の割合が多いのは、「サービス業と販売業」で、最も少ないのは「クラフトと関連取引業者」、「議員、政府高官、マネージャー」である。

提言

フルタイムとパートタイムの労働時間が合わせて統計されているとはいえ、平均労働時間が37時間弱/週というのはわが国と比較し非常に短いと考えられる。IMFが2007年10月発表した一人当たりのGDPでは、2008年推計はベルギーが17位43,677.84US\$、わが国が22位35,650.85US\$であった。非常に単純に考えれば、わが国はベルギーより長時間労働しているにもかかわらず、売上げが低いことになる。時間当たりのGDPはかなり差がでることになる。わが国の現在の過重労働に頼った業務体制から、時間当たりの収益が高いモデルへの移行が考慮されるべきである。

なお、今回比較している国の一人当たりのGDPは6位デンマーク59,727.81 US\$、9位オランダ48,169.49 US\$、10位イギリス48,071.66 US\$、11位フィンランド47,690.41 US\$、19位ドイツ41,580.96 US\$と全てわが国を上回っていた。欧州各国のほうが、平均労働時間が少ないにもかかわらず一人当たりのGDPが高かった。

(3)デンマーク 9,10,18,19

ESWCによれば、2005年の平均労働時間は36.0時間/週であり、うち9.3%が交替勤務であった。長時間労働があると答えたのは14.5%であった。

労働時間

1990年から2000年にかけてデンマーク労働者の作業環境は改善されたが、長時間労働の回数は増加した。

Danish Working Environment Cohort Studyによると1990年～2000年の間で長時間労働(48時間/週以上)を経験した労働者の数は増加している。30～39歳(13.47%)と40～49歳(12.27%)の年齢カテゴリーが最も長時間労働が多い。労働者の大多数(77.51%～81.79%)が日勤である。7.65%から9.11%の労働者が不規則な労働時間スケジュールである。このコホート研究では、交通と卸売業の労働者(18.47%)が毎週の長時間労働(48時間/週以上)と毎日の長時間労働(10時間以上/日)をしていた。

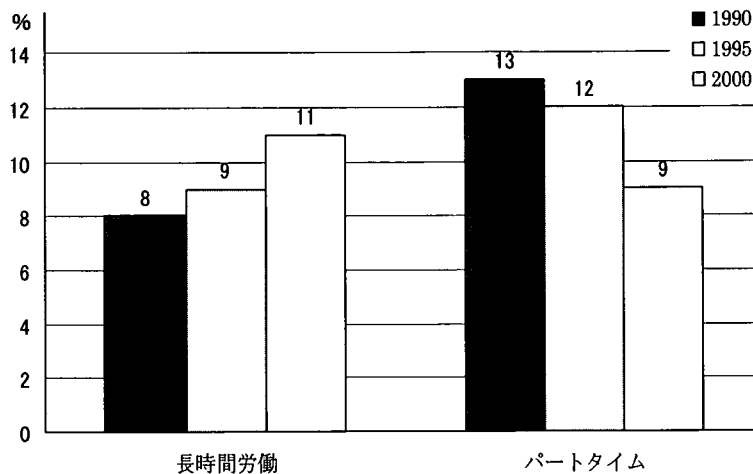


図2 デンマークの長時間労働者の割合とパートタイム労働者の割合
(Danish Working Environment Cohort Study, 2000)

パートタイム

パートタイム労働者数（29時間／週以下）は1990年～2000年の間に減少した。パートタイム労働者数が多いのは18～29歳（13.20%）と50～59歳（10.90%）であった。

同期間にパートタイム労働者の割合は女性が24%から15%に低下し、男性は4%で不変であった。長時間労働（10時間以上／日）は男性22%、女性8%である。

パートタイム労働者は商業（16.86%）、サービス（15.99%）、社会と健康（15.67%）の分野に多いが、これらの分野ではパートタイム労働者は減少し、農業分野のみ増加した。

提言

デンマークでは欧州各国と比較し、逆に労働時間が増加し、パートタイム労働者が減少した（女性は24%→15%に減少、男性4%で不変）。わが国でも、パートタイム労働者の生活の質の向上を計りつつ、労働の分散を起こし、過重労働を防止することが考慮されるべきだろう。

(4)フィンランド^{9,10,20}

ESWCによれば2005年のフィンランドの平均労働時間は37.6時間で、うち24.3%が交替勤務であった。長時間労働は15.7%であり、毎日の往復通勤時間は38.5分であった。

労働時間

1997年～2003年の間に労働時間は減少した。男性は女性よりも長期間労働している。農業が最も通常労働期間が長い。Finnish Work and Health Surveysによると1997～2003年の間に労働時間は減少した。36～40時間／週の労働割合が増え、50時間超／週が減った。過重労働量の変化は無かった。

通常労働する期間は年齢により増加するが、関係性は薄い。労働35時間以下では最高齢カテゴリーが多い。一方、過重労働は若い年齢群においてよく見受けられる。全年齢層にお

いて、通常労働時間は減少している。

すべての調査において、男性は女性よりも長期間働いている。過重労働も男性が多い。しかし、この6年間で男性の通常労働期間は減少し、性差は減少した。

農業は最も通常労働期間が長いですが、農業においても50時間超/週の割合が減少している。農業では自営業者が大半を占めるため定義上過重労働とならず、過重労働の実態は明らかではない。他の長い労働週間の選択肢としては、ホテルとレストラン、商業、交通と通信がある。製造業と鉱業、交通と通信、金融仲介業では最低でも回答者の半分が過重労働していた。製造業と鉱業、交通と通信は、回答者の中で最も高い割合で、月20時間以上残業をしていた。ホテルとレストランでは20時間以上/月の残業が増加している。職業別では、長期間労働は、農業、国会議員、政府高官、マネージャーに多いが、いずれも減少傾向にある。

パートタイム

自営業者は、農業であろうと無かろうと、全ての調査において最も長時間労働しているが、50時間超の労働者は減少しつつある。被雇用者の間では、常時雇用は長期間労働となる。季節労働者と一定期間の従業員は高い割合で上限の35時間/週働いている。これらのグループの中ではパートタイム労働者が有力であるということを示している。

提言

自営業者、農業分野に対してもアンケートを行い、改善状況にあった。わが国と同様にフィンランドでも雇用者・自営業者には過重労働を取り締まるのが困難という状況は同じである。だが、わが国では実態もあまり把握できていない。特にわが国の農家は高年齢化がすすんでおり平均年齢が62.2歳（平成16年、農業構造動態調査（基本構造）結果概要、農林水産省）と高値である。高年齢化により農業の過重労働は、今後、厳しくなると考えられ、農業生産にも影響が出ると考えられる。わが国でも実態調査を行って職場の改善を行うべきであろう。

(5) ドイツ 9,10,21,22,23

ESWCによると2005年の平均労働時間は37.7時間/週、交替勤務は15.7%であった。長時間労働は12.9%であり、毎日の往復平均通勤時間は45.0分であった。

労働時間

西ドイツのフルタイム労働者の平均労働時間は2001年に1,630時間であり、1990年代前半とほぼ同じくらいであった。週間労働時間短縮や休暇増加による労働時間短縮への流れは大多数が賛成していたが、1990年代では続かなかった。

東ドイツでの平均労働時間は、1990年代半ばに合意された調整プロセス（西ドイツの労働時間と休暇への移行、構造的・経済的要因による短時間労働の廃止、時間外労働の緩徐な増加）に影響を受けた。西ドイツではフルタイム労働者の過重労働がほとんど変化せず、2001年での東ドイツの労働時間1683時間は、西ドイツのわずか3%増加でしかなかった。

1991年から1997年にかけて西ドイツの業務量は7%減少した。2001年には3%増加し

た。フルタイムでは9%上昇し、パートタイムでは50%上昇した。2001年には全労働者の合計業務量が13%増加した。東ドイツでの業務量は1991年から2001年にかけて19%減少した。東ドイツでのパートタイムが全体業務量に占める割合は、1990年代に倍増し2001年には11%になった（西は13%）。西ドイツと比較して安いパートタイム料金は長時間労働により部分的に相殺されていた。

ドイツでの総労働時間は、2001年は1991年より7%減少した。これはフルタイム労働が12%減少し、パートタイム労働が60%増加した結果である。2001年は約26%のパートタイム労働者が業務量の12%を行ったことになる。

表6 ドイツの週ごとの平均労働時間

	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
フルタイム	38.56	38.32	38.17	38.04	37.88	37.85	37.83	37.80	37.79	37.77
パートタイム	15.32	15.38	15.41	15.02	14.56	14.13	14.05	13.97	13.98	14.12

参照: IAB calculations

パートタイム

西ドイツでは、フルタイムとは対照的に、パートタイムの労働時間は7.5%減少し618時間となった。これはパートタイム労働者が急激に増加したためである。この結果パートタイム労働者の年間労働時間はフルタイム労働者労働時間相当の41%から38%に減少した。全体的には、全労働者の平均労働時間は、1991年の1467時間から2001年の1347時間に8%減少した。パートタイム効果（フルタイム労働者のみの労働時間とフルタイムとパートタイムの労働者あわせた労働時間の違い）は同期間に175時間から280時間に増加しており、1990年代の平均年間労働時間の減少は、労働時間の全面的減少の結果ではなく、雇用構造変化のためであった。

東ドイツではパートタイム労働者が西ドイツより少なかったため、東ドイツのパートタイム労働者の平均時間は755時間と西ドイツより22%高値であった。2001年で約200時間のパートタイム効果は1990年半ばには西ドイツとほぼ同じレベルとなった。もうかる仕事は西ドイツが大きいシェアを持つため、ドイツでのフルタイム・パートタイムの平均労働時間は西ドイツのトレンドに影響される。

提言

西ドイツと東ドイツは1990年に統一されたため、労働時間の流れも東西ドイツで異なる。富を持つ西ドイツに東ドイツが影響を受けたが、わが国でも東京近郊と地方では同様に状況が異なる。労働時間と労働の実態について、関東地方とその他を比較・分析することも必要と考えられる。また、労働時間から全体業務量を推定し、業務量から理想的な労働人口を推定することも、過重労働を減少させる方法の一つとして必要と考えられる。

(6)オランダ 9,10,24,25,26,27

ESWCによると2005年の平均労働時間は33.0時間であり、11.8%が交替勤務であった。長時間労働は12.7%であり、毎日の往復通勤時間は50.7分であった。

労働時間

オランダのほとんどの労働者が最低35時間/週（フルタイムかほとんどフルタイム）働いている。が、この割合は1994年の73.5%から2002年の65.3%と減少し続けている。

学生が多い15～24歳の労働者は平均労働時間が約3日/週である。25～64歳の平均は約32時間/週（4日）である。女性労働者は、子供の世話をしつつパートタイム労働をしており、男性より平均10時間/週、労働時間が少ない。

2000～2002年の間に平均労働時間は34時間から32時間へ減少した。女性のパートタイム労働者が多いホテル・レストランと医療・社会福祉の分野で、著明に減少していた。主に男性が労働力となる製造業と建設業の分野は、最も平均契約時間が長かった。

不規則な労働時間に関しては、大半の労働者が夕方か夜間に働いている。人数は減ったが、半分以上の労働者が依然として（時々）週末に労働している。労働者の約10分の1が交替勤務である。一般的に不規則勤務は1994～2002年の間に少し減少している。不規則時間勤務（夕方、夜間、週末の労働）はホテル・レストランと農業の部門に認められる。

パートタイム

フルタイム労働者（35時間以上/週）が減少している一方で、週35時間以下の労働者（パートタイム労働者）の割合は増加している。

1994年から2002年のパートタイム労働者割合の増加は、女性労働者の増加によって説明できる。平均して女性は男性よりも10時間超/週、労働時間が少ない。最もパートタイムの多い部門は、ヘルスケア、その他のサービスと教育で、女性が主な労働力である。

提言

パートタイム労働者の増加で、平均労働時間は減少した。その主な供給源となる女性にとって働きやすい環境が整備され、子供が居てもパートタイムであれば問題なく労働できる環境が整備されてきた。わが国でも少子化により労働人口が減少しつつあり、労働量の増加に反して労働力が減少しており、過重労働の増加が懸念されることから、育児を助ける環境を作り、女性が働きやすい環境を整え、女性の労働参加を促すべきである。労働量の分散ができれば、過重労働を抑止するとともに、少子化対策にもつながると考えられた。

4) 欧米先進国に対する質問紙調査

欧米各国の行政機関等に電子メールで質問を送付した。返信の多くはホームページの紹介等であったが、イギリスのHSEと、カナダのCCOHSからは、直接の回答が得られたので紹介する。